

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	教育・保育給付及び施設等利用給付の支給等に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、教育・保育給付の支給等に関する事務及び施設等利用給付の支給等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県宍粟市教育委員会

## 公表日

令和8年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	教育・保育給付及び施設等利用給付の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>・教育・保育給付の支給等に関する事務及び施設等利用給付の支給等に関する事務は、子ども・子育て支援法に基づき、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給、保育所等の施設利用に係る認定児童・保護者の管理、利用者負担額の徴収等を行う。</p> <p>・子ども・子育て支援法、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定証の交付</li> <li>2 利用者負担額の決定</li> <li>3 現況確認</li> <li>4 認定内容の変更等による認定証の交付</li> <li>5 支給認定の取り消し</li> <li>6 認定証の再交付</li> </ol> <p>・教育・保育給付の支給等に関する事務及び施設等利用給付の支給等において、情報提供ネットワークシステムに接続し、番号法第19条第8号に基づく主務省令に規定する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て支援システム</li> <li>2 収納消込/滞納管理システム</li> <li>3 宛名管理システム</li> <li>4 団体内統合宛名システム</li> <li>5 中間サーバー</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
子どものための教育・保育給付支給認定情報ファイル、子育てのための施設等利用給付支給認定情報ファイル、子どものための教育・保育収滞納ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表の127の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) なし</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>宍粟市教育委員会こども未来課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 電話 0790-63-3114 / FAX 0790-62-0065</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>宍粟市教育委員会こども未来課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 電話 0790-63-3114 / FAX 0790-62-0065</p>
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書 <input type="checkbox"/>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input type="checkbox"/> 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[      ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、情報照会時には2人体制で氏名や住所、照会先の確認を行っている。また、申請者からマイナンバーを得られない場合は、氏名や住所、生年月日による照会を行っている。そのため人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業員に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	システムによる情報照会時には、照会用のチェックリストを作成し、照会前の画面を添付したうえで2人体制のチェック体制にて照会者の氏名、住所、照会先、利用事務等の確認を二重チェックしているため、目的外及び不要な事務との紐づけのリスクへの対策が「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の94の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	PIAの見直しのため
平成28年9月28日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) なし	(情報提供の根拠) なし	事後	PIAの見直しのため H28.9.12主務省令が发出され
平成28年9月28日	5 評価実施機関における担当部署	教育総務課長 澤田志保 こども未来課長 田村純司	教育総務課長 橋本徹 こども未来課長 中尾善弘	事後	PIAの見直しのため
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	—	項目の変更	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	5 評価実施機関における担当部署	教育総務課長 橋本徹 こども未来課長 中尾善弘	教育総務課長 こども未来課長	事後	新様式によるもの
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	新様式によるもの
令和2年10月16日	評価書名	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務基礎項目評価書	教育・保育給付の支給等に関する事務及び施設等利用給付の支給等に関する事務	事後	法令改正によるもの
令和2年10月16日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務	教育・保育給付の支給等に関する事務及び施設等利用給付の支給等に関する事務	事後	法令改正によるもの
令和2年10月16日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務	教育・保育給付の支給等に関する事務及び施設等利用給付の支給等に関する事務	事後	法令改正によるもの
令和2年10月16日	2 特定個人情報ファイル名	子どものための教育・保育給付支給認定情報ファイル、子どものための教育・保育収滞納付ファイル	子どものための教育・保育給付支給認定情報ファイル、子育てのための施設等利用給付支給	事後	法令改正によるもの
令和2年10月16日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	子どものための教育・保育給付の支給	子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給	事後	法令改正によるもの
令和2年10月16日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	法令改正によるもの
令和2年10月16日	5 評価実施機関における担当部署	①教育総務課 こども未来課	①こども未来課 ②課長	事後	
令和2年10月16日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	宍粟市教育委員会こども未来課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133	宍粟市教育委員会こども未来課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133	事後	
令和2年10月16日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月16日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年9月1日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務及び子育てのための施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の支給等に関する事務及び子育てのための施設等利用給付	事後	
令和3年9月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年12月4日	評価書番号	15	1	事後	とりまとめ課変更によるもの
令和7年12月4日	I-1-②事務の概要	番号法別表第二に規定されている特定個人情報について情報連携を行う	番号法第19条第8号に基づく主務省令に規定する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	法令改正によるもの
令和7年12月4日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の94の項	番号法第9条第1項及び別表の127の項	事後	法令改正によるもの
令和7年12月4日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第59条の2の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	事後	法令改正によるもの
令和7年12月4日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	